

令和7年第5回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和7年4月28日(月) 午前10時00分～午前10時40分

2. 開催場所

桜台小学校 会議室

3. 出席者(6名)

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 瀬川 幾子

教育企画課長 及川 盛敬

学務管理課長 小原 聡直

学校教育課長 菅野 弘

就学前教育課長 鈴森 早織

文化財課長 上野 剛

5. 書記

教育企画課長補佐 菊池 豊

教育企画課 総務企画係長 佐藤 伸昭

教育企画課 総務企画係主査 谷藤 聖裕

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和7年第5回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和7年4月28日、午前10時。

会議の場所、桜台小学校会議室。

日程第1、会期の決定でございます。本日一日とすることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

今日は、学校をお借りしていますので、業間の放送、チャイムが入るかと思いますが、よろしくご理解願いたいと思います。

○佐藤教育長

それでは、日程第2、議事に入ります。

議案第11号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第11号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

本議案は、花巻市湯本小学校用地の一部を、市道上湯本・大畑西1号線及び市道大畑西14号線の道路用地として引き継ぎすることに伴い、教育財産の用途を廃止することについて、議決を求めようとするものであります。

議案の内容についてご説明申し上げます。

議案第11号資料その1、その2をご覧ください。

湯本小学校敷地の北側及び西側の一部に市道の歩道や道路側溝が含まれていることから、教育財産のうち、対象となる751.36㎡を用途廃止の上、道路用地として道路管理者である花巻市へ引き継ぎしようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんでしょうか。

役重委員。

○役重委員

教育財産の用途廃止ということで、中身は了解いたしましたが、道路拡幅とかそういう事情でしょうか。背景を教えてくださいと思います。

○佐藤教育長

及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

お答えいたします。道路拡幅などの事業が入ったわけではございません。別な事業で水路の切り替え工事をする際に、改めて周辺を測量した結果、現地測量と公図がずれていたということで、今回、現地に合わせて財産台帳を整備するというものでございます。

○佐藤教育長

よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長

それでは、異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 12 号「花巻市教育支援委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

議案第 12 号「花巻市教育支援委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市教育支援委員会は、障害等特別な教育的支援を要する就学予定者、並びに児童及び生徒の適切な就学及び当該児童等に対する支援の内容等について調査、審議及び助言等を行うため花巻市教育支援委員会条例第 1 条の規定により設置している委員会であります。

委員会は、条例第 3 条の規定により、医師、識見を有する者、関係教育機関の職員及び関係行政機関の職員の 13 名で組織しておりますが、令和 7 年度定期人事異動により異動となった、星野 英樹委員、松田 薫委員、佐藤 信博委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 2 ページと議案第 12 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、中館 崇裕氏、54 歳、岩手県立花巻清風支援学校副校長であります。

次に、小椋 孝史氏、56 歳、花巻市立南城小学校副校長であります。

次に、新淵 ゆかり氏、55 歳、花巻市教育委員会教育部就学前教育課こども発達相談センター副所長であります。

任期は、条例第 4 条の規定により、前任者の残任任期である令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までであります。

次に、菅原 久美子氏であります。委員の変更はありませんが、令和7年度定期人事異動により所属先が「花巻市立成島保育園」から「花巻市立西公園保育園」に変更となりましたので、役職名を変更するものであります。

次に、久保田 和子氏であります。委員の変更はありませんが、令和7年度の組織機構改正により部の名称が「健康福祉部」から「健康こども部」に変更となりましたので、役職名を変更するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第12号「花巻市教育支援委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第13号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

議案第13号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため、花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条の規定により設置している協議会であります。

協議会は、条例第4条の規定により、市立学校の校長、教育委員会事務局の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、岩手県警察の職員、教育に関する学識経験を有する者、市立学校の児童又は生徒の保護者を代表する者、医療関係者及び教育委員会が必要と認める

者の 15 名で組織しておりますが、令和 7 年度定期人事異動により野里 帝夫委員、竹内 恭子委員が異動したこと、また、委員が所属する団体における退任に伴い、櫻 幸恵委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 4 ページと議案第 13 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、加藤 末由子氏、59 歳、花巻市立八重畑小学校校長であります。

次に、獅子内 智和氏、花巻警察署生活安全課課長であります。

次に、狩野 俊介氏、42 歳、東北福祉大学准教授であります。

任期は、条例第 5 条の規定により、前任者の在任期間である令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

役重委員。

○役重委員

確認ですけれども、このいじめ対策問題連絡協議会の条例で、委員として第 4 条の第 2 項で地方法務局の職員とあるのですが、これは、この委員さんの中で言うと、どなたが該当されるのでしょうか。

○佐藤教育長

菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

お答えいたします。こちらは議案第 13 号資料その 1 の委員名簿のところがございます、花巻市人権擁護委員の菊池 豊様とこちらでは認識しております。

○役重委員

こちらの方は、法務局の職員も兼ねているということですか。

○佐藤教育長

菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

そのように認識しておりました。

○佐藤教育長

人権擁護委員の代表の方ということですね。

○役重委員

私の認識不足でした。これは花巻市ではなくて、地方法務局の人権擁護委員ということですか。

○佐藤教育長

菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

すみません。今すぐにはご回答できないので、確認したいと思います。

○佐藤教育長

他にございませんでしょうか。

この件については、確認をお願いします。それでは、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 13 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 14 号「花巻市いじめ問題調査委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

議案第 14 号「花巻市いじめ問題調査委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市いじめ問題調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議するとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため「花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第 11 条の規定により設置している委員会であります。

委員会は、条例第 13 条の規定により、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者の 5 名で組織しておりますが、委員が所属する団体における退任に伴い、櫻 幸恵委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書 6 ページと議案第 14 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、狩野 俊介氏、42 歳、東北福祉大学准教授であります。

任期は、条例第 14 条の規定により、前任者の残任期間である令和 7 年 5 月 1 日から令和

8年4月30日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第14号「花巻市いじめ問題調査委員会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり議決されました。

議案第15号「特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第15号「特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」の現状変更等許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。

特別天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第125条第1項の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならぬとされております。

許可権限は、文化庁長官にございますが、同法第184条第1項第2号において、文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができると規定されております。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号チに、文化庁長官の権限に属する事務のうち、史跡名勝天然記念物の保存に必要な試験材料の採取が、市の区域内にて行われる場合、その許可は現状変更等の行われる市の教育委員会が行うこととすると規定されておりますことから、許可に関し議決を求めるものであります。

許可をしようとする内容についてご説明いたします。

議案書の7ページをご覧くださいと思います。

特別天然記念物の名称は、「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」です。

所有者は、国であります。

現状変更の内容は、試験材料としての希少種の採取であります。

次に、現状変更等の内容及び実施の方法についてご説明いたします。

議案第 15 号資料の現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧願います。

許可の申請者は、岩手県知事で、担当は、環境生活部自然保護課、現状変更等の許可期間は、許可を受けた日から令和 7 年 11 月 30 日までであります。

現状変更を必要とする理由ですが、当該特別天然記念物の植生の保全を図るために行う食害調査のため、試験材料の採取を行うものであります。具体的には、令和元年度よりハヤチネウスユキソウ等の希少種に動物の食害と思われる欠損が見られたことから、調査地内で同様の欠損が見られた場合、シカの食害によるものかどうかを調べるために必要な試料を採取し、DNA 分析を行うものであります。

現状変更等の内容は、河原の坊登山道及び小田越登山道沿いの調査地に生育するハヤチネウスユキソウ等の希少種の花序に欠損が見られた場合、欠損個体の一部を採取するものであります。ハヤチネウスユキソウ等の希少種とは、ハヤチネウスユキソウ、ナンブトウウチソウ、ミヤマヤマブキショウマ、ミネウスユキソウ、ネバリノギラン、エゾノヨロイグサ、ミヤマセンキュウ、ハクサンボウフウ、オオカサモチの 9 種であります。

採取の方法については、別紙資料の予定地域図に記載されております、登山道の赤色の部分 3 地点において、花序欠損した個体のうち、切り口が比較的新しい個体の食痕の縁から 5 cm 程度の位置を刃物により切断して採集いたします。なお、登山道から指定地域内には入らないことといたします。また、調査範囲内への立入りの際には、靴を十分洗浄し、外来種の持ち込み防止に十分配慮するものといたします。採集する個体数は、1 地点につき 5 点程度とし、全体で 15 点程度といたします。

本件は、特別天然記念物の植生保護につながる研究のための試料採取であること。また、登山道沿いに採取を行うものでありまして、立ち入り範囲が限定されていること。採取数が 15 点と少なく、採取方法も個体の一部の採取であり、再生が可能でありますことから、特別天然記念物に及ぼす滅失、き損の影響は非常に少なく、また景観に影響を与えるものではないことから、現状変更等については許可することが妥当であると考えます。

なお、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号の規定により、本件で許可する現状変更等の範囲につきましては、当市に係る部分のみであることを重ねて申し上げます。

また、本件の許可に当たっては、3 月 18 日に開催された花巻市文化財保護審議会において、現状変更等にかかる意見をいただいたところ、「許可が妥当である」とされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんでしょうか。
衣更着委員。

○衣更着委員

シカの食害の疑いがあるため、採取をして研究というのが目的ということですが、食害であった場合に自然保護課のこれからの展望など、目的がある上には、なんらかの自然保護のためにアクションを起こさなければならない時期だと思うのですが、何かそういう動きは、県とか市ではあるのでしょうか。

○佐藤教育長

上野文化財課長。

○上野文化財課長

委員のご指摘のとおり、おそらくシカの食害であろうということで、県の方でも推察しているようでございますけれども、万が一、シカであった場合、県の方でも、現在もこの早池峰山の薬師岳の高山帯の方には、シカの防護柵を設置しており、あとは、監視するカメラを設置するといったことも取り組んでいると伺っておりますので、実際に、シカの食害が確認されたら、そういった取組について拡充するなど、食害の被害防止について一層取り組まれていかれるのだろうと思っております。具体的には、県の方からは伺っていないところでございます。

○衣更着委員

ありがとうございます。この採取方法とか、立ち入り禁止区域をなるべく避けてというような扱いがあるようなので、今後、調査が良い方向にむかうことを願っております。ありがとうございました。

○佐藤教育長

他に質疑ございませんでしょうか。

食害がだいぶ増えているほか、早池峰山でもイノシシが増えてきているので、そうなれば防護柵、あるいは捕獲ということにつながっていくと思いますが、国定公園ではむやみに採取してはいけない場所なので、調査ということで進めるということであります。

他にございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第15号「特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり議決されました。

議案第 16 号「花巻市指定史跡「花巻城本丸跡」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 16 号「花巻市指定史跡「花巻城本丸跡」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。

花巻城跡の発掘調査は、花巻城跡の保存計画を作成するにあたり、建物の痕跡などの遺構の状況確認を目的に、市教育委員会が平成 28 年度から実施してきております。

これまで平成 5 年までに、花巻城跡の中心部であります本丸御殿跡の調査を進めてまいりました。この調査により、本丸御殿の規模や位置が判明しております。

今年度以降は、この本丸御殿跡の周辺部分に調査範囲を広めて調査を進めてまいります。令和 7 年度は、本丸御殿跡の南側に位置する進入路付近の門や櫓、土塁といったものの調査を行います。これら周辺部の調査結果と本丸御殿跡の調査成果を合わせて、本丸跡全体の実態解明を進め、令和 10 年度には、その調査結果をもとに、花巻城跡保存計画の策定を計画してまいります。

なお、今回の現状変更等許可申請は、令和 7 年度の調査に係るものでありまして、次年度以降の調査分につきましては、改めて許可申請されるものであることを申し添えます。

それでは、今回申請された現状変更等許可申請についてご説明いたします。

議案書の 8 ページをご覧ください。

指定史跡の名称は、「花巻城本丸跡」。

所有者及び管理者は、花巻市長であります。

現状変更等を必要とする理由は、市教育委員会を実施する発掘調査のためであります。

次に、現状変更等の内容及び実施方法について、ご説明いたします。

議案第 16 号資料、28 ページの現状変更等許可申請書の写しと、29 ページ以降の図面等も併せてご覧ください。

許可の申請者は、花巻市教育委員会で、担当は同文化財課です。

現状変更等の許可期間は、令和 7 年 5 月から同 10 月までであります。

現状変更の内容について、調査位置と掘削方法等をご説明いたします。資料 30 ページの図面をご覧ください。

薄い赤色の部分が令和 7 年度に調査を予定している箇所であります。調査の方法は、表土を掘削し、その後に建物の痕跡などの遺構を検出いたします。また、陶磁器や瓦などのよう

な遺物が出土した場合には、出土状況を記録した後に回収いたします。

調査面積は、約 752 m²で、掘削の深さは平均で約 20 c m であります。

発掘調査の期間は、令和 7 年 5 月から 10 月までを予定しております。

なお、本件の許可に当たっては、3 月 18 日に開催された花巻市文化財保護審議会において、現状変更等に係る意見をいただいたところ、「許可が妥当である」とされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について、許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、質疑ございませんでしょうか。

34 ページの右下に昔の図面がございます。絵図ですけれども、ここに本丸の台所に通じる台所御門というのがあって、そこに石垣が組まれ、それから枳形と呼ばれる屈曲した入口があり、そして、その周辺に櫓とか門の跡があったと、これが全部、お城が破却された際に全部なくなりました。今回、石垣の跡や門の跡など、どれぐらい残っているかという調査です。

この件につきまして、質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 16 号「花巻市指定史跡「花巻城本丸跡」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 16 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 17 号「花巻市指定天然記念物「岡田の梅」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 17 号「花巻市指定天然記念物「岡田の梅」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市指定天然記念物の指定解除につきましては、花巻市文化財保護条例第 34 条第 3 項

の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

花巻市指定天然記念物であります「岡田の梅」の指定解除につきまして、令和7年3月18日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたことから、同条例第34条第1項の規定により、花巻市指定天然記念物の指定を解除しようとするものであります。

議案書9ページと議案資料36ページの議案第17号資料を併せてご覧願います。

指定解除しようとする「岡田の梅」についてご説明いたします。

文化財の種別は「天然記念物」、名称は「岡田の梅」。

指定年月日は、昭和56年11月1日。

所在地は、花巻市大迫町亀ヶ森第38地割6、所有者は、菊池 宏氏であります。

「岡田の梅」は、所有者宅の敷地内に自生しており、高さ9m、根周り3m88cmのウメの木です。現在は2本立ちとなっておりますが、元々は1本の太い幹であったもので、赤い花を咲かせます。樹齢は300年から350年とされる古木で、地域に春の訪れを告げる銘木として親しまれてきました。しかしながら、平成23年には既に樹勢の衰えがみられ、同年9月には樹木医による治療も行われました。その後、樹勢は衰えつつも開花を確認しておりましたが、令和5年、秋の強風により、主幹であります左側の幹が根元から折れ、残存する右側の幹も令和6年には開芽しませんでした。令和6年7月に、現地にて枯死を確認いたしまして、文化財としての価値が失われていることが認められました。

以上のことから、「岡田の梅」は、花巻市文化財保護条例第34条第1項の規定によりその指定を解除しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

岡田の梅についての説明でございましたけれども、この件について、質疑ございませんでしょうか。

十数年、だいたい樹木医さんのご指導で見てきたのですが、発芽しなくなり、すっかり枯れてしまったということで、残念ですが指定を解除しようということでございます。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第17号「花巻市指定天然記念物「岡田の梅」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。

教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、報告に代えさせていただきたいと思えます。

また、花巻市博物館から、テーマ展「酒造りのわざ」の開催について情報提供がありましたので、併せてチラシを配付させていただきます。

ここで、先ほど確認事項となっていた、学校教育課からの訂正発言がございますので、よろしく願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

先ほど、役重委員よりご質問いただきました、議案第 13 号のところについてご回答いたします。

先ほど私が回答の中で申し上げました、菊池 豊氏は、学識経験を有する者ということで、こちらの委員にお願いしているものでございました。条例第 4 条にございます地方法務局の職員については、現在の委員の中には不在という状況になっているということでございます。いずれ第 4 条に書かれているとおり、掲げる者のうちから花巻市教育委員会が委嘱任命、または、任命をするということで、現在委嘱している方々の中では、地方法務局の職員は不在という状況でございました。お詫び申し上げて、改めて訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長

菊池 豊さんは、人権擁護委員ではあるけれども法務局の職員ではないと、私の認識も間違っておりました。そのようにご理解願えればと思います。よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会議、これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。